

香川県報



第 14 号

平成 16 年

2月20日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () 二
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 () 三
- 生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出 () 三
- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 () 三
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定 (薬務感染症対策課) 四
- 結核予防法の規定による指定医療機関の指定 () 四
- 結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退 () 四
- 昭和四十年香川県告示第二百六十五号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部改正 (県立病院・施設経営課) 五
- 漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立 (水産課) 五
- 昭和五十年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部改正 () 六
- 道路の供用開始 (道路保全課) 六
- 公有水面埋立免許の出願 (港湾課) 六
- 土地改良事業の認可 (土地改良課) 七
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 七

告 示

●香川県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のた

めの医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成二六、二、二	しょうじ眼科 医院	小路 竜一	丸亀市土器町東三丁目二五四番地一
平成二六、一、一	古川歯科医院	古川 万美子	坂出市川津町三七〇五番地六
平成二六、二、一	アイデンタル クリニック	山下 愛	小豆郡内海町片城甲四四番地一三九

●香川県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成二二、三、一八	有限会社宇田 ビル薬品部	有限会社宇田 ビル薬品部	丸亀市通町五〇番地
平成一一、八、一〇	株式会社鷺岡 漢方堂薬局	株式会社鷺岡 漢方堂薬局	丸亀市中府町一一六―五八
平成七、五、二	有限会社ヒカリ 薬局	有限会社ヒカリ 薬局	丸亀市西本町一丁目二―三二
平成五、四、一一	有限会社細田 薬局	有限会社細田 薬局	丸亀市西平山町一〇三
平成五、一一、三〇	株式会社ケー シーピー坂出 調剤薬局	株式会社ケー シーピー	坂出市文京町一―六―四八

平成八、四、三	厚生薬局	阿河 貞子	坂出市本町二丁目一〇番五号
平成九、一一、一	有限会社米谷薬局	有限会社米谷薬局	坂出市元町二丁目四番一〇号
平成一四、一〇、一五	佐藤薬局	佐藤 伸	坂出市本町二丁目六一九
平成五、一二、三一	須崎薬局	須崎 明子	坂出市本町一五一一九
平成七、二、二八	有限会社長谷川薬局	有限会社長谷川薬局	坂出市本町二丁目九の一九
平成七、一、二六	ホリグチ薬局 有限会社	ホリグチ薬局 有限会社	坂出市川津町三三二九番地二四
平成六、一、一六	駅前薬局	戸倉 秀	善通寺市上吉田町一四一三
平成一〇、四、一	有限会社岡村薬局	有限会社岡村薬局	善通寺市善通寺町二丁目五一五
平成八、四、一	調剤薬局ポエム	株式会社西日本ファーマシ	善通寺市中村町九〇二一七
平成一三、一一、二二〇	有限会社駅通りメディコ駅通り保険薬局	有限会社駅通りメディコ	観音寺市観音寺町甲一〇一九 一八
平成八、一、三一	十宝製薬株式会社ソガワ漢方薬局	十宝製薬株式会社	観音寺市観音寺町甲二九九〇 一
平成一一、四、二四	西原薬局	西原 甚五郎	観音寺市観音寺町甲三三七二 一
平成四、九、一八	有限会社入倉薬局	有限会社入倉薬局	大川郡津田町津田二二三五一 一七
平成八、一、二四	有限会社浜崎	有限会社浜崎	大川郡津田町津田二一五四
平成二五、八、三一	川畑薬局	川畑 千代子	東かがわ市川東六一番地
平成八、四、三〇	内海薬品株式会社内海薬局	内海薬品株式会社	小豆郡内海町苗羽甲九一三の二
平成六、六、二七	大石薬局	大石調剤薬局 有限会社	小豆郡内海町福田甲五三七一 一
平成一一、四、三〇	有限会社小西薬局	有限会社小西薬局	小豆郡内海町苗羽一〇一四一 三
平成六、八、一四	野村薬局	野村 高行	小豆郡池田町池田九六四番地の七
平成一一、八、二〇	有限会社たちばな薬局	有限会社たちばな薬局	木田郡三木町平木七
平成一一、九、三〇	有限会社松原薬局	有限会社松原薬局	木田郡三木町大字鹿伏三一〇
平成六、三、一七	井手下薬局南店	井手下 博美	香川郡香川町浅野一一〇五
平成八、七、一	小判屋薬局	松尾 行泰	綾歌郡綾南町大字滝宮一三六〇
平成一一、四、一四	福田薬局	福田 精雄	綾歌郡宇多津町二〇三三番地
平成九、三、八	真柴薬局	真柴 奨	綾歌郡国分寺町柏原四八
平成九、七、一五	朝日堂薬局	中井 昭三	三豊郡仁尾町仁尾丁九八五
平成一一、一、三	綾薬局	綾 絹	三豊郡三野町下高瀬五四四一 一
平成一〇、九、三〇	のかりん薬局 二薬局	有限会社ヤマ	三豊郡三野町大字下高瀬九二二 〇番地二

平成五、四、三〇

吉永薬局

吉永 正忠

三豊郡詫間町詫間五四七五
二乙

●香川県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、二、一	旭介護支援センター 善通寺市文京町四丁目八番二九号	株式会社旭看護婦家政婦紹介所 善通寺市文京町四丁目八番二九号	居宅介護支援

●香川県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、一、二、一	ケアセンター風生 観音寺 観音寺市瀬戸町三丁目二一四	有限会社ケアセンター風生 高松市御厩町六四九番地	訪問介護

●香川県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、一、二、一	医療法人圭良会通所リハビリテーション いこいの家 仲多度郡仲南町十郷二二一三	医療法人圭良会 仲多度郡琴平町一六七	通所リハビリテーション
平成一五、一、二、一	うらしま介護サービス 四国損害保険株式会社 三豊郡詫間町松崎二七八〇一三〇	四国損害保険株式会社 三豊郡詫間町松崎二七八〇一三〇	訪問入浴介護
平成一五、一、二、三二	松山医院 綾歌郡宇多津町二〇三四一	松山 宏 綾歌郡宇多津町二〇三四一	訪問看護 訪問リハビリテーション
平成一五、一、二、三二	前田歯科医院 仲多度郡琴平町一九八	前田 博子 仲多度郡琴平町一九八	居宅療養管理指導
平成一四、一〇、一五	佐藤薬局 坂出市本町二丁目六一九	佐藤 伸 坂出市本町二丁目六一九	居宅療養管理指導
平成一五、八、六	川畑薬局	川畑 千代子	居宅療養管理指導

東かがわ市川東六 一番地	東かがわ市川東六 一番地
-----------------	-----------------

●香川県告示第九十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
医療法人社団嶋田耳鼻咽喉科医院	仲多度郡多度津町幸町二―二五	医療法人社団嶋田耳鼻咽喉科医院	平成十五年十一月十七日
医療法人社団慈愛会阿部内科眼科医院	木田郡牟礼町大字牟礼一〇〇六―三	医療法人社団慈愛会	平成十五年十二月一日
井上胃腸科肛門科クリニック	綾歌郡宇多津町東分四九―七	井上 徹	平成十六年一月一日
松山医院	綾歌郡宇多津町二〇三四―一	松山 清志	平成十六年一月一日
おおくら医院	三豊郡仁尾町仁尾辛四〇―五	大倉 敏裕	平成十六年一月一日
医療法人社団おかだ小児クリニック	丸亀市柞原町六八二―一	医療法人社団おかだ小児クリニック	平成十六年二月一日
医療法人社団佐藤医院	坂出市元町一丁目五―五	医療法人社団佐藤医院	平成十六年二月一日
医療法人社団博秀	丸亀市柞原町一九〇	医療法人社団博秀	平成十六年二月一日

●香川県告示第九十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
会岸川脳神経外科病院	丸亀市土器町東三丁目二五四―一	秀会	平成十六年二月二日
しょうじ眼科医院	丸亀市土器町東三丁目二五四―一	小路 竜一	平成十六年二月二日
徳田眼科	坂出市文京町一丁目一―一五	徳田 敬直	平成十五年十月三十一日
岩淵外科医院	坂出市江尻町一三〇六	岩淵 正賢	平成十五年十月三十一日
綾南医院	綾歌郡綾南町大字滝宮五一〇	末澤 恒夫	平成十五年十一月二十三日
医療法人社団慈愛会阿部内科医院	木田郡牟礼町大字牟礼一―四七―五	医療法人社団慈愛会	平成十五年十一月三十日
医療法人社団若奈会酒井内科医院	坂出市横津町三一―一三三	医療法人社団若奈会	平成十五年十二月十九日
松山医院	綾歌郡宇多津町二〇三四―一	松山 宏	平成十五年十二月三十一日
井上病院	綾歌郡宇多津町東分四九―七	井上 徹	平成十五年十二月三十一日
岸川脳神経外科病院	丸亀市柞原町一九〇	岸川 秀実	平成十六年一月三十一日

佐藤内科医院	坂出市文京町二丁目 五一五	佐藤 融司	平成十六年一月三十一日
おかだ小児クリニック	丸亀市柞原町六八二 一	岡田 隆滋	平成十六年一月三十一日

●香川県告示第百号

昭和四十年香川県告示第二百六十五号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成十六年二月二十日から施行する。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一条に次の一項を加える。

6 告示第八十八号第四号の二に規定する医薬品を使用する場合の使用料の額は、算定方法により積算して得られた額とする。

●香川県告示第百一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）第八十五条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第八十八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

観音寺市室本町四一八番地 小濱 福重

三豊郡大野原町大字花稲七三六番地 一方隅 穀

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号西かがわ第一区域

小型定置漁業

二一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

三豊郡豊浜町大字箕浦甲一五四二番地 石村 義光

三豊郡豊浜町大字姫浜二七九番地三 山本 達雄

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号西かがわ第二区域

小型定置漁業

●香川県告示第百二号

昭和五十年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

法第百四条第二号に掲げる漁業の表二号箱浦区域（箱浦漁業協同組合の地区）の項中「箱浦漁業協同組合」を「三豊郡詫間町のうち大字積、大字箱」に改める。

●香川県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月二十日から同年三月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 円座香西線（百七十七号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市檀紙町字薬王寺六九三番一地从先から	一〇・三	五〇	平成十三年香川県告示第七百九十七号で変更した区域の一部
高松市檀紙町薬王寺六八四番二地先まで	一三・五		

四 供用開始の期日 平成十六年二月二十日

●香川県告示第四百号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第二項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があつた。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び東かがわ市事業部建設課において平成十六年二月二十日から同年三月十一日まで公衆の縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 出願年月日

平成十六年一月十五日

二 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事 真鍋武紀

高松市昭和町一丁目二番一二号

三 埋立区域

1 位置

東かがわ市引田字川向二七七三番二、二七七三番三、二七七三番四、二七七四番一、二七七四番一四、二七七四番一五及び二七七四番一七の筆界未定地に接する無番地地先並びに同市引田字川向二七六八番八地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ平成十五年春分の満潮位（D・L・十一・七三六メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点城山（北緯三四度二三分五九・六三二秒、東経一三四度二四分三三・九六一秒。以下「基点」という。）から二三四度五一分二三秒、分三三・七一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一五三度三九分四一秒 一八・三七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から六三度五六分四七秒 〇・〇五メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一五三度三九分三八秒 七一・四〇メートルの地点

3 面積

一、七〇五・〇一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東かがわ市引田字川向二七七三番二、二七七三番三、二七七三番四、二七七四番一、二七七四番一四、二七七四番一五及び二七七四番一七の筆界未定地に接する無番地地内並びに同地先公有水面、同市引田字川向二七六八番八及び二七七七番一〇地内並びに同地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基点から二三七度〇八分五八秒 四七七・六八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から九三度三九分三八秒 八四・二八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一五三度三九分四〇秒 五二・〇九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二〇三度二九分〇六秒 六六・三〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二四三度三九分三九秒 七九・七三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三一五度四分五三秒 四〇・四九メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三三三度五〇分五六秒 二二・〇五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三四六度四分一二秒 二五・六七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一度〇〇分一五秒 二五・〇五メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一〇度五八分〇九秒 八・三四メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二一度〇八分〇八秒 三三・三五メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二一度〇八分〇八秒 三三・三五メートルの地点

3 面積

一五、四九一・五五平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地、緑地用地及びポンプ場用地

公 告

●香川県公告第百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（横断道関連）森池地区）を行うことについて平成十六年二月二日認可した。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木田郡牟礼町大字大町字役戸四〇七―一六の一部、四〇七―一七及び二三九〇―五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市多肥下町一五番地一

武田 直人

平成十六年二月二十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています